

大川広域行政組合消防職員教養規程

〔 昭和51年10月 1日 〕
〔 訓 令 第 3 号 〕

改正 平成16年 3月29日訓令第 8号

(目的)

第1条 この規程は、大川広域行政組合消防職員（以下「消防職員」という。）の責務を正しく認識させるとともに、社会人としての資質の育成、技能の修習及び規律並びに体力の練磨を図ることにより人格の向上と実力のかん養に努め、その職務を遂行するにたる消防職員を養成することを目的とする。

(教養の種類)

第2条 消防職員の教養の種類は、学校教養と服務教養とする。

(学校教養の意義)

第3条 学校教養とは、国又は県の設置する消防訓練機関により消防職員に対して行う教養をいい、次の各号に掲げる機関にそれぞれ委託して行うものとする。

- (1) 初任教養及び現任教養 香川県消防学校
- (2) 幹部教養及び専科教養 香川県消防学校又は総務省消防庁消防大学校

(学校教養の種類)

第4条 学校教養の種類は、初任教養、現任教養、幹部教養及び専科教養とする。

- 2 初任教養とは、新たに採用した消防職員又は学校教養未修了の新任の消防職員に対して、消防職員としての資質の育成及び実務の修習に重点を置き、所要の学術、技能の基礎的知識を修習させる教養をいう。
- 3 現任教養とは、初任教養を修了した者又はこれと同等以上の資格のある現任の消防職員に対して、学術技能及び実務の修習に重点をおいて行う教養をいう。
- 4 幹部教養とは、現に幹部である者又は幹部に昇任させる予定の者に対して、各級幹部の段階に応じて、必要な学術及び技能を修習させるとともに、部下を指導監督するにたる能力の養成を図る教養をいう。
- 5 専科教養とは、現任の消防職員に対して、専門の学術及び技能を修習させる教養をいう。

(服務教養の意義)

第5条 服務教養とは、現任の消防職員に対して、学校教養とは別の方法により、学校教養の教科目の全部又は一部を修習させる教養をいい、訓育、社会常識、勤務服務、法制一般、火災予防一般、予防査察、埋化学、機械学、消防操法、訓練、礼式、点検、火災防ぎよ、警防計画、訓練計画その他必要と認めるものについて行うものとする。

(服務教養の種類)

第6条 服務教養の種類は、専門教養及び一般教養とする。

- 2 専門教養とは、現任の消防職員に対して、主として外来講師を招へいして行う教養、又は部外の訓練機関に委託して特殊業務に関する高度の専門的知識、技能を修習させる教養をいう。
- 3 一般教養とは、消防長又は消防署長がその所属する消防職員に対して、その服務を通じて実務

と関連する消防知識及び技術の徹底習熟を図る教養をいう。

附 則

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。